

令和8年度電気自動車用充電器等設置費補助金 申請の手引き

1. 事務の流れ

事前(設置工事の着工前)に補助交付申請を行う必要があります。



※申請の対象者は次の方です

- ① 一般の方が利用可能な充電器等を設置する、法人及び個人事業主等
- ② 共同住宅(マンション等)敷地内に充電器等を設置する、法人、個人事業主及びマンション管理組合等
- ③ 従業員の通勤車両・事業用車両向けに充電器等を設置する、法人及び個人事業主

- ・ 横須賀市暴力団排除条例に基づき、神奈川県警へ照会を行います。
そのため、交付まで時間を要する場合があります。

2. 書類提出先

下記、電子申請フォームから申請してください。
(URL)

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=125788

3. お問い合わせ先

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市経営企画部環境政策・ゼロカーボン推進課
TEL:046-822-8524
MAIL:zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp

4. 申請に必要な書類

No.	項目
1	電気自動車用充電器等設置費補助金等交付申請書
2	事業計画書・補助金申請算出根拠
3	【法人の場合】 暴力団排除に関する宣誓書兼同意書 ※リースの場合は申請者と使用者の両方が必要です。
4	充電器等設置に係る見積書の写し
5	設置場所の位置図(任意様式)
6	工事図面(任意様式)
7	【法人の場合】 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し(発行日から3か月以内のもの) ※リースの場合は申請者と使用者の両方が必要です。 ※同一年度内に既に提出済みで記載内容に変更がない場合は省略することができます。
8	【個人事業主の場合】 住民票の写し(発行日から3か月以内のもの) ※同一年度内に既に提出済みで記載内容に変更がない場合は省略することができます。
9	【個人事業主の場合】 直近の「確定申告書 B」の写し又は個人事業開業届出書の写し
10	【申請者又は使用者が法人格のないマンション管理組合の場合】 現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会の議事録など)
11	【リースの場合】 貸与料金算定根拠明細書
12	【リースの場合かつリース事業者からの申請の場合】 納税確認承諾書 または 市・県民税の納税証明書 ①使用者から納税確認承諾書を提出することで市・県民税の納税証明書の提出を省略できます。 ②または使用者の市・県民税の納税証明書を提出してください。
13	【一般利用できない充電器を事業所等に設置する場合の場合】 横須賀次世代自動車普及に関する先進事業者等認定証の写し
14	【共同住宅敷地内に設置する場合】 建築確認通知書、建築確認済証等で共同住宅であることが明記されている書類

※分譲マンションの管理組合がマンション敷地内に充電器等を設置しようとする場合において、設置図面等作成の区分で申請する場合には、「2 事業計画書・補助金申請算出根拠」、「4 充電器等設置に係る見積書の写し」、「5 設置場所の位置図」および「6 工事図面」の提出は不要です。